

社会福祉法人青い鳥子供学園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青い鳥子供学園（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 当該会議に出席した都度、支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承諾を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日額
評議員会への出席	5 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5 0 0 0 円

（2）理事

	日額
理事会等会議への出席	5 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1 0 0 0 0 円

（3）監事

	日額
理事会・評議員会・監事監査等への出席	5 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5 0 0 0 円